

応募要領3に定める「対象とするエネルギーの種類」について

◇北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 省エネルギー エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーを効率的に使用することをいう。
- 二 新エネルギー 次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ。）又はエネルギーの利用形態をいう。
 - ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギーであって規則で定めるもの
 - イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギーであって規則で定めるもの
 - ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギーの利用形態であって規則で定めるもの

◇北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則

- 1 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成十二年北海道条例第百八号。以下「条例」という。）第二条第二号アの規則で定めるエネルギーは、次のとおりとする。
 - 一 太陽電池を利用して発生させる電気
 - 二 風力を利用して得られる電気
 - 三 水力発電設備（出力三万キロワット以下の規模のものに限る。）で発生させる電気
 - 四 雪氷を熱源とする熱
 - 五 バイオマスを利用して得られる燃焼の用に供する物（薪炭及び紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）、熱又は電気
 - 六 海水、河川水その他の水を熱源とする熱
 - 七 波力を利用して得られる電気
 - 八 潮汐を利用して得られる電気
 - 九 太陽熱又はこれを利用して発生させる電気
 - 十 地熱又はこれを利用して発生させる電気
- 2 条例第二条第二号イの規則で定めるエネルギーは、次のとおりとする。
 - 一 工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気
 - 二 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃焼の用に供する物又はこれを燃焼させて得られる熱若しくはこれを変換して得られる電気
 - 三 使用済物品等（法第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（法第二条第二項に規定する副産物をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
- 3 条例第二条第二号ウの規則で定めるエネルギーの利用形態は、次のとおりとする。
 - 一 発電と同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
 - 二 燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること。
 - 三 天然ガス、メタノール又は電気を自動車の動力を得ることに利用すること。